

落札候補者提出資料一覧表

(別表3)

1. 必ず提出する資料

	提出書類	説明
①	入札参加資格審査申請書	・本組合指定様式 ・本ファイル(公告)末尾の書類を使用すること
②	入札参加に必要な建設業許可確認書類 (上記①入札参加資格審査申請書の記載内容を確認するため)	・国土交通省建設業者・宅建業者等情報検索システムの「建設業者の詳細情報」の最新のものを印刷し提出すること。 https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1
③	経営事項審査結果通知書の写し (上記①入札参加資格審査申請書の記載内容を確認するため)	・入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のもの
④	配置予定技術者調書	・本組合指定様式 ・本ファイル(公告)末尾の書類を使用すること
⑤	配置予定技術者調書記載内容を証する資料	・公告本文に掲げる条件を満たす資格・免許・雇用関係等について、これを証する書類を添付すること(書類に個人番号(マイナンバー)の記載があれば、黒塗りした上で添付すること)
⑥	経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)	・建設業許可申請書(副本)中の証明書(写し)を提出すること
⑦	専任技術者証明書(様式第8号(1)又は(2))もしくは専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)※	※直近の届出が平成27年3月31日以前:専任技術者証明書(様式第8号(1)又は(2)) 直近の届出が平成27年4月1日以降:専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)
⑧	資本関係・人的関係等に関する調書	
⑨	社会保険に関する誓約書	・本組合指定様式 ・本ファイル(公告)末尾の書類を使用すること
⑩	誓約書(兼承諾書)	
⑪	大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書	・本組合指定様式(両面印刷し、提出すること) ・本ファイル(公告)末尾の書類を使用すること

2. 必要に応じて提出する資料

	提出書類	説明
①	主任技術者経歴書	・本組合指定様式 ・本ファイル(公告)末尾の書類を使用すること ・実務経験による主任技術者を配置する場合のみ
②	計画書	・共通事項1(2)③カ(専任特例1号)又は共通事項1(2)③コ又はシの適用を受ける場合のみ
③	健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書(証明印が付されたもの)等加入を確認できる書類の原本	・経営事項審査結果通知書の「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄の一部に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・年金事務所長の証明印が付された原本を提出すること。なお、原本については、本組合において写しを取った後返却する。
④	雇用保険適用事業所設置届事業主控(受理印が付されたもの)等加入を確認できる書類の原本	・経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」欄に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・原本については、本組合において写しを取った後返却する。
⑤	施工実績調書	・本組合指定様式 ・本ファイル(公告)末尾の書類を使用すること ・案件ごとの参加資格で求めている場合のみ
⑥	施工実績調書記載内容を証する資料	・公告本文に掲げる条件について、これを証するものとして、調書に指定の書類を添付すること
⑦	障害者雇用状況報告書の写し	・公共職業安定所へ提出した最新のもの ・提出の必要がある者のみ
⑧	事業協同組合員名簿	・開札日現在の組合員がわかるもの ・事業協同組合で入札参加した場合のみ

3. 提出期限について

開札日の翌開庁日 午後5時30分

(ただし、本組合より指示があった場合は、指示のあった日の翌開庁日午後5時30分)

4. 提出場所について

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス12階

大阪広域環境施設組合総務部経理課(契約担当)

電話 06-6630-3349

入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合
契約担当者 事務局長 様

工事請負入札参加資格業者番号 ()

※必ず記入してください

主たる営業所
(支店等)
の所在地商号又は名称
代表者
(又は受任者)
役職・氏名

工事名称 ()

にかかると落札候補者となりましたので、下記のとおり申告し入札参加資格審査資料を提出します。

なお、本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ており、提出内容については事実と相違ないことを誓約します。提出内容が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

記

1. 入札参加に必要な建設業許可を次のとおり受けています。

許可年月日	許可番号	許可業種	契約しようとする 営業所
<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣許可 <input type="checkbox"/> 大阪府知事許可 第 号	<input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一般 工事業	<input type="checkbox"/> 主たる営業所 <input type="checkbox"/> 従たる営業所 ()

・契約しようとする営業所においても上記業種の建設業許可を受けています。

2. 上記許可業種の入札書提出日において有効な経営事項審査における最新の総合評定値等は次のとおりです。

審査基準日	総合評定値の通知日	経営事項審査 総合評定値 (P点)	完成工事高 (2・3年平均)
令和 年 月 日	令和 年 月 日		千円

3. 連絡先

部署名： 氏名： 電話番号：

入札参加資格審査申請書

大阪広域環境施設組合
契約担当者 事務局長 様入札参加資格承認通知書の
5から始まる9桁の番号

令和 年 月 日

工事請負入札参加資格業者番号 (500000000)

※必ず記入してください

主たる営業所
(支店等)

の所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1

商号又は名称 ○○建設株式会社 大阪支店

代表者

(又は受任者)

役職・氏名 大阪支店長 △△ △△

工事名称 (○○○改修工事)

にかかる落札候補者となりましたので、下記のとおり申告し入札参加資格審査資料を提出します。

なお、本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ており、提出内容については事実と相違ないことを誓約します。提出内容が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

記

1. 入札参加に必要な建設業許可を次のとおり受けています。

許可年月日	許可番号	許可業種	契約しようとする営業所
<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 ○年○月○日	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣許可 <input checked="" type="checkbox"/> 大阪府知事許可 第 ○○○○○○ 号	<input checked="" type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一般 防水工事業	<input type="checkbox"/> 主たる営業所 <input checked="" type="checkbox"/> 従たる営業所 (大阪営業所)

・契約しようとする営業所においても上記業種の建設業許可を受けています。

2. 上記許可業種の入札書提出日において有効な経営事項審査における最新の総合評定値等は次のとおりです。

審査基準日	総合評定値の通知日	経営事項審査 総合評定値 (P点)	完成工事高 (2・3年平均)
令和○年○月○日	令和○年○月○日	○○○	○○○○千円

3. 連絡先

部署名: ○○課 氏名: ○○ ○○ 電話番号: 06-1234-5678

配置予定技術者調書

別紙 1

商号又は名称 _____

工事名称	
------	--

当該工事に配置予定の技術者は、下表のとおりです。

ふりがな 技術者氏名		生年 月日	昭・平 年 月 日 生
現在配置中工事	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
兼任する工事名	<small>(専任特例による工事現場の兼務を行う場合に記載)</small>		
予定従事役職	法令による資格・免許等 (当該工事に求められる資格を記載すること)		
<input checked="" type="checkbox"/> 該当する項目に <input type="checkbox"/> 監理技術者 <small>(<input type="checkbox"/> 専任特例 2 号※) <small>(<input type="checkbox"/> 監理技術者補佐)</small> <input type="checkbox"/> 主任技術者 <small>(<input type="checkbox"/> 上記について専任配置)</small> </small>	監理技術者資格者証 【交付番号： _____】 国家資格等の名称 <input type="checkbox"/> 1・2 級 () 施工管理技士 【資格番号： _____】 <input type="checkbox"/> 1 級 () 施工管理技士補 【資格番号： _____】 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> () 年以上の実務経験 (建設業法第 7 条 2 号 (イ・ロ・ハ該当)) ※実務経験による主任技術者を配置する場合は、別紙 2 の「主任技術者経歴書」を提出すること	監理技術者講習受講日 平成・令和 年 月 日 修了	
上記、配置予定の技術者が建設業法第 26 条第 3 項第 1 号又は第 26 条の 5 の適用を受ける者の場合は、以下のチェック欄に <input checked="" type="checkbox"/> すること (適用を受けなくなった場合は、発注者に報告のうえ専任配置すること。) <input type="checkbox"/> 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の適用を受ける者である <input type="checkbox"/> 建設業法第 26 条の 5 の適用を受ける者である			
経營業務の管理責任者の氏名 (建設業法第 7 条第 1 号)			
営業所技術者の氏名 (建設業法第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号)			

※専任特例 2 号：建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者
 そのほか、提出にあたっては「監理技術者等の配置に関する事務取扱要領」を確認すること。

◆次に掲げる資料を添付すること。

- (1) 建設業許可の申請・変更等の届出時に提出している経營業務の管理責任者証明書及び営業所技術者等証明書 (又は専任技術者証明書) もしくは営業所技術者等一覧表 (又は専任技術者一覧表) の写し
- (2) 配置予定技術者調書に記載する国家資格等を証するものの写し
- (3) 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証 (表・裏) の写し
- (4) 実務経験による主任技術者を配置する場合は、主任技術者経歴書 (別紙 2)
- (5) 所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類※ (監理技術者資格者証、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 (年金事務所が受け付けたこと分かるもの)、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用) のいずれか) の写し
(代表者を配置予定技術者とする場合を除く。)

※ 提出するにあたっては、次のとおりマスキングを実施すること。

書 類	マスキング項目
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	・ 個人番号 (基礎年金番号)
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号
住民税特別徴収税額通知書・変更通知書	・ 複数名の記載がある場合は、配置予定技術者以外の者の記載

なお、QR コードの記載があり、その QR コードを読み取ると保険者番号等がわかるものについては、QR コードにもマスキングを実施すること。

資本関係・人的関係等に関する調書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合 契約担当者 事務局長 様

入札書提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称

代 表 者
(又は受任者)
役職・氏名

1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3の2号(*1)及び第4の2号(*2)の規定による親会社等又は子会社等について

- 該当するものではありません
 次のとおりです

親会社等・ 子会社等の別	業者番号	商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合(%) [()はうち間接被所有割合]
				()
				()

2 自社役員で他社の役員(*3)を兼務している会社について

- 該当するものではありません
 次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	業者番号	商号又は名称	所在地	役職名

3 事業協同組合に加入している場合(*4)について

- 該当するものではありません
 次のとおりです

組合名

(注)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること

4 電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について

- 該当するものではありません
 次のとおりです

業者番号	商号又は名称	所在地	同一の内容(○をつけてください)
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

5 自社の者で、他者の大阪広域環境施設組合の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について

- 該当するものではありません
 次のとおりです

氏名	自社での役職名	業者番号	商号又は名称	所在地	役職名

※各項目の□の欄に☑を入れること。また、記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。(表面)

資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

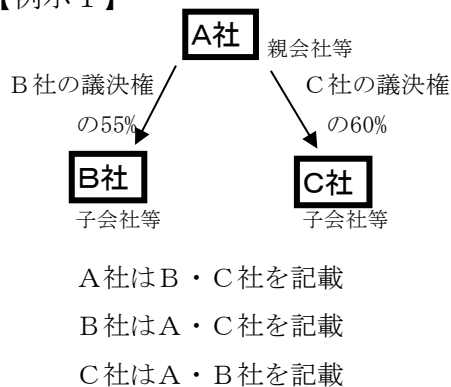
- 1 共同企業体の場合、構成員全者が作成し提出すること。
- 2 関係する会社は、**工事請負入札参加有資格者に限って**記入すること。
- 3 各項目において、**該当会社が複数ある場合は、全ての該当会社**を記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ提出すること。
- 4 (*1) (*2)会社法第2条第3の2号及び第4の2号は下の参考1及び別紙参考2を参照すること。
- 5 (*3)役員とは、法人の場合は取締役（監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役及び定款により業務を執行しない取締役除く）等。（会社更生又は民事再生の手続き中にある場合はその管財人を含む。）
また、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。
- 6 (*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。

(参考1)

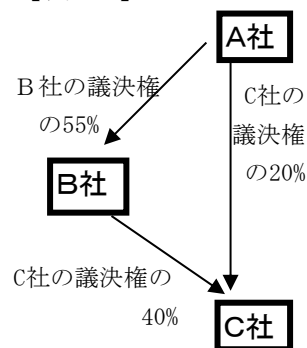
<p>会社法(平成17年法律第86号)</p> <p>第2条(定義)</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ 子会社</p> <p>ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの</p> <p>四 略</p> <p>四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ 親会社</p> <p>ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの</p>
--

親会社、子会社の例

【例示1】



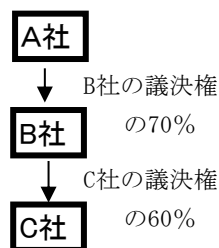
【例示2】



B社はA社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社等」と看做され、C社はA社の「子会社等」と看做される。

A社はB・C社を記載
 B社はA・C社を記載
 C社はA・B社を記載

【例示3】



B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することからA社はC社の「親会社等」と看做され、C社はA社の「子会社等」と看做される。

A社はB・C社を記載
 B社はA・C社を記載
 C社はA・B社を記載

会社法施行規則

第二章 子会社等及び親会社等

(子会社等及び親会社等)

第三条の二 法第二条第三号の二に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号の二に規定する法務省令で定めるものは、ある者（会社等であるものを除く。）が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

- イ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
- ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
- ハ 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
- ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

- イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。
 - (1) 自己の計算において所有している議決権
 - (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
 - (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
 - (4) 自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権
- ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。
 - (1) 自己（自然人であるものに限る。）
 - (2) 自己の役員
 - (3) 自己の業務を執行する社員
 - (4) 自己の使用人
 - (5) (2) から (4) までに掲げる者であった者
 - (6) 自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

社会保険等に関する誓約書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合契約担当者 事務局長 様

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称

代表者
(又は受任者)
役職・氏名

私は、大阪広域環境施設組合が建設工事における建設事業者の社会保険等の加入促進に取り組んでいることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 次の工事を受注するに際して、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等について、適法に加入しています。

工事名称:

加入している保険 (該当を☑チェックしてください。)	法令で適用が除外されている保険がある場合はその理由 (該当を☑チェックし必要事項の記入をしてください。)
<input type="checkbox"/> 雇用保険	<input type="checkbox"/> 従業員規模等による(従業員 人)
<input type="checkbox"/> 健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険組合への加入による
<input type="checkbox"/> 厚生年金保険	<input type="checkbox"/> その他()

- 受注者となったときは、下請負人（一次下請のみならず、全ての次数の下請人も含む。以下同じ）選定の際、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等に適法に加入している者としてします。

なお、社会保険等に加入していない者（以下「未加入者」）をやむを得ず下請負人とするときは、施工体制台帳等提出時に大阪広域環境施設組合指定様式において報告します。それに基づき、社会保険等担当機関に大阪広域環境施設組合が通報することも周知します。

さらに、未加入者が建設業許可業者の場合は、当該社会保険等への加入指導など、定められた期間内に適切な措置を取ることを誓約します。

- その他、本件工事にかかる全ての下請負人が労働関係法令に違反しないよう、指導を行います。
- 本誓約書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

※本書の社会保険等とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金をいいます。

※自らが「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については、日本年金機構（年金事務所）に、雇用保険については、厚生労働省（公共職業安定所）に、問い合わせてください。

(記入例)

社会保険等に関する誓約書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合契約担当者 事務局長 様

提出日を記入してください。

主たる営業所
(又は支店等)

の所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-0-0

商号又は名称 ○○建設株式会社 大阪支店

代 表 者

(又は受任者)

役職・氏名 大阪支店長 △△ △△

私は、大阪広域環境施設組合が建設工事における建設事業者の社会保険等の加入促進に取り組んでいることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 次の工事を受注するに際して、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等について、適法に加入しています。

工事名称:

加入している保険 (該当を☑チェックしてください。)	法令で適用が除外されている保険がある場合はその理由 (該当を☑チェックし必要事項の記入をしてください。)
<input type="checkbox"/> 雇用保険	<input type="checkbox"/> 従業員規模等による(従業員 人)
<input type="checkbox"/> 健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険組合への加入による
<input type="checkbox"/> 厚生年金保険	<input type="checkbox"/> その他()

- 2 受注者となったときは、下請負人（一次下請のみならず、全ての次数の下請人も含む。以下同じ）選定の際、社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等に適法に加入している者としてします。

なお、社会保険等に加入していない者（以下「未加入者」）をやむを得ず下請負人とするときは、施工体制台帳等提出時に大阪広域環境施設組合指定様式において報告します。それに基づき、社会保険等担当機関に大阪広域環境施設組合が通報することも周知します。

さらに、未加入者が建設業許可業者の場合は、当該社会保険等への加入指導など、定められた期間内に適切な措置を取ることを誓約します。

- 3 その他、本件工事にかかる全ての下請負人が労働関係法令に違反しないよう、指導を行います。
- 4 本誓約書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

※本書の社会保険等とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金をいいます。

※自らが「法令で適用が除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については、日本年金機構（年金事務所）に、雇用保険については、厚生労働省（公共職業安定所）に、問い合わせてください。

誓約書（兼承諾書）

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合
契約担当者 事務局長 様

主たる営業所

（又は支店等）

の所在地

商号又は名称

代表者

（又は受任者）

役職・氏名

記

1. 次の事項について、誓約及び承諾をします。

・当社が納付すべき大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税〔普通徴収〕、市・府民税〔特別徴収〕、固定資産税・都市計画税〔土地・家屋〕、固定資産税〔償却資産〕、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、滞納金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金、滞納処分費をいう。以下同じ）及び消費税及び地方消費税を※注）完納していること

・上記事実と相違する場合、当該工事にかかる認定を取り消されても、異議のないこと

・誓約内容の確認のため、大阪市税の納付又は納入状況及び申告状況を、大阪広域環境施設組合が調査し、その調査結果を

（工事名称）

工事

の審査、契約事務及び確認に利用すること。

（注）証券受託及び分納については、完納とみなしません。

施工実績調書

商号又は名称 _____

工事名称	
発注者	
施工場所	
工期	年 月～ 年 月
受注形態等	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
共同企業体名称	
工事諸元等	請負金額 円
備考	

施工実績調書の記載について

- 1 入札公告で示した施工実績について記載すること。
- 2 記載した施工実績については、これを証するものとして次の書類を添付すること。
ただし、施工実績調書に記載する内容以外の部分は省略できる。

契約書の写し（共同企業体の場合は、協定書を含む。）

入札公告で示した要件を判断できる施工内容が記載された設計図書の写し（入札参加資格の条件に係る数値はラインマーカー等で図示すること）

※上記書類は、本組合発注の施工実績についても添付すること

【元請負人（契約相手方）用】

誓 約 書

私は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに掲げる者のいずれにも該当しません。
2	要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに掲げる者の該当の有無を確認するため、貴組合から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、貴組合から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに掲げる者に該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明した場合には、貴組合が要綱に基づき、貴組合ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が要綱第2条第8号アに規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を貴組合に提出します。
6	私が使用する要綱第2条第8号イに規定する者について、貴組合からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、貴組合に提出します。
7	私が使用する要綱第2条第8号に規定する下請負人等が、要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供を受け、又は貴組合の調査により判明し、貴組合から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：

大阪広域環境施設組合
契約担当者 事務局長 様

令和 年 月 日

所在地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日生

受任者名

○大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（ウにおいて「利益の供与」という。）をした者

ウ イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

オ 事業者で、次に掲げる者（ア）に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又はアからエのいずれかに該当する者のあるもの

(7) 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

(イ) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

(ロ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

(ハ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

カ アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

（入札等除外措置等）

第3条 管理者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、次の各号の規定に基づき、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと

(2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと

(3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること

(4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと

(6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること

(7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること

(8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 管理者は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において管理者は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。

4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（誓約書の徴収等）

第12条 事務局長は、契約相手方に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）を、契約を締結する前に本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

(1) 契約相手方が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本組合の外郭団体である場合

(2) 契約の内容から、暴力団を利することとならないと認められる場合

2 事務局長は、契約相手方が誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないものとする。

3 事務局長は、契約相手方に対し、当該公共工事等における下請負人となる者から誓約書を徴収し、本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、下請負人が第1項各号に該当すると本組合が認めた場合はこの限りでない。

4 事務局長は、契約相手方が前項に規定する誓約書を提出しないときは、契約相手方に対し、本組合に報告するよう求めるものとする。

5 事務局長は、公共工事等からの暴力団の排除に関し必要と認めるときは、契約相手方を通じて、第2条第8号イに規定する者に対し、誓約書の提出を求めるものとする。

6 管理者は、誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等除外措置等を行う場合を除く。）は、当該誓約書違反者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、違反の内容その他必要な事項を次の各号に定める期間、公表するものとする。

(1) 暴力団員又は役員等のうち暴力団員の事業者に該当すると認められる場合

当該認定をした日から2年

(2) 第2条第5号に掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合

当該認定をした日から1年

○大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（ウにおいて「利益の供与」という。）をした者

ウ イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

オ 事業者で、次に掲げる者（ア）に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又はアからエのいずれかに該当する者のあるもの

(ア) 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

(イ) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

(ロ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

(ハ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

カ アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

（入札等除外措置等）

第3条 管理者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、次の各号の規定に基づき、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと

(2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと

(3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること

(4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと

(6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること

(7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること

(8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 管理者は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において管理者は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。

4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（誓約書の徴収等）

第12条 事務局長は、契約相手方に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）を、契約を締結する前に本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

(1) 契約相手方が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本組合の外郭団体である場合

(2) 契約の内容から、暴力団を利することとならないと認められる場合

2 事務局長は、契約相手方が誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないものとする。

3 事務局長は、契約相手方に対し、当該公共工事等における下請負人となる者から誓約書を徴収し、本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、下請負人が第1項各号に該当すると本組合が認めた場合はこの限りでない。

4 事務局長は、契約相手方が前項に規定する誓約書を提出しないときは、契約相手方に対し、本組合に報告するよう求めるものとする。

5 事務局長は、公共工事等からの暴力団の排除に関し必要と認めるときは、契約相手方を通じて、第2条第8号イに規定する者に対し、誓約書の提出を求めるものとする。

6 管理者は、誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等除外措置等を行う場合を除く。）は、当該誓約書違反者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、違反の内容その他必要な事項を次の各号に定める期間、公表するものとする。

(1) 暴力団員又は役員等のうち暴力団員の事業者に該当すると認められる場合

当該認定をした日から2年

(2) 第2条第5号に掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合

当該認定をした日から1年

誓 約 書

私は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに掲げる者のいずれにも該当しません。
2	要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに掲げる者の該当の有無を確認するため、貴組合から役員の名義その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、貴組合から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに掲げる者に該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明した場合には、貴組合が要綱に基づき、貴組合ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が要綱第2条第8号アに規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を貴組合に提出します。
6	私が使用する要綱第2条第8号イに規定する者について、貴組合からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、貴組合に提出します。
7	私が使用する要綱第2条第8号に規定する下請負人等が、要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供を受け、又は貴組合の調査により判明し、貴組合から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称： かせいソーダ（〇〇工場）上半期 概算買入 案件名称を記入してください

大阪広域環境施設組合
契約担当者 事務局長 様

支店登録の場合は支店の所在地を記入してください

令和 年 月 日

所在地
(フリガナ)
商号又は名称
(フリガナ)
代表者の氏名

支店登録の場合は支店名称を記入してください

代表者の生年月日 年 月 日生

受任者がいる場合は受任者名を記入してください

受任者名

○大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（ウにおいて「利益の供与」という。）をした者

ウ イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

オ 事業者で、次に掲げる者（ア）に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又はアからエのいずれかに該当する者のあるもの

(ア) 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

(イ) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

(ロ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

(ハ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

カ アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

（入札等除外措置等）

第3条 管理者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、次の各号の規定に基づき、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと

(2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと

(3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること

(4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと

(6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること

(7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること

(8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 管理者は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において管理者は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。

4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（誓約書の徴収等）

第12条 事務局長は、契約相手方に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）を、契約を締結する前に本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

(1) 契約相手方が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本組合の外郭団体である場合

(2) 契約の内容から、暴力団を利することとならないと認められる場合

2 事務局長は、契約相手方が誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないものとする。

3 事務局長は、契約相手方に対し、当該公共工事等における下請負人となる者から誓約書を徴収し、本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、下請負人が第1項各号に該当すると本組合が認めた場合はこの限りでない。

4 事務局長は、契約相手方が前項に規定する誓約書を提出しないときは、契約相手方に対し、本組合に報告するよう求めるものとする。

5 事務局長は、公共工事等からの暴力団の排除に関し必要と認めるときは、契約相手方を通じて、第2条第8号イに規定する者に対し、誓約書の提出を求めるものとする。

6 管理者は、誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等除外措置等を行う場合を除く。）は、当該誓約書違反者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、違反の内容その他必要な事項を次の各号に定める期間、公表するものとする。

(1) 暴力団員又は役員等のうち暴力団員の事業者に該当すると認められる場合

当該認定をした日から2年

(2) 第2条第5号に掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合

当該認定をした日から1年

5. 総合評価落札方式を適用する案件の際に必要な資料

	提出書類	説明
①	総合評価落札方式技術資料提出書	<ul style="list-style-type: none"> ・本組合指定様式 ・本ファイル（公告）の総合評価落札方式技術資料提出書（様式1～10）を使用すること
②	技術資料の記載内容を証する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式技術資料提出書を証するものとして、別表4に記載の書類を添付すること
③	低入札価格調査根拠資料	<p>【低入札価格調査制度適用案件において調査基準価格未満の価格で入札した落札候補者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に含めて配布した低入札価格根拠資料作成要領等を確認し必要書類を提出すること

(様式 - 1)

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合

事務局長 様

業者番号 ()

事務所所在地

又は住所

商号又は名称

代表者氏名又は氏名

総合評価落札方式技術資料提出書

別添のとおり技術資料を提出します。

なお、添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

	本店 (主たる営業所)	支店又は営業所
名称		
所在地		
電話番号		

※ 本店：入札参加資格審査申請書に記載した本店。

※ 支店又は営業所：大阪市外に本店があり、大阪広域環境施設組合との契約の窓口となる営業所として、入札参加資格審査申請書に記載した支店又は営業所。

工事名称	北港処分地仮波除堤その他撤去工事
------	------------------

【提出資料】

評価分類	記入内容を証明する書類
1. 企業の施工能力	<p>(1) 優良成績評定事業者表彰受賞又は優良成績認定の有無に関する資料</p> <p><input type="checkbox"/> 優良成績評定事業者等表彰の受賞実績調書（様式－2）、又は大阪市優良成績認定の認定調書（様式－3）</p> <p><input type="checkbox"/> 表彰実績又は認定実績を確認できる書類（表彰状の写し等）</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書、設計書、図面、CORINS等の写し</p> <p>(2) 優良な工事成績評定点の有無に関する資料</p> <p><input type="checkbox"/> 優良工事成績点実績調書（様式－4）</p> <p><input type="checkbox"/> 工事成績評定結果を確認できる書類（工事成績評定通知書の写し等）</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書、設計書、図面、CORINS等の写し</p> <p>(3) 同種工事の施工実績の有無に関する資料</p> <p><input type="checkbox"/> 同種工事の施工実績調書（様式－5）</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書、設計書、図面、CORINS等の写し</p> <p>(4) 工事成績評定が65点未満のものに関する資料</p> <p><input type="checkbox"/> 工事成績評定についての申告書（様式－6）</p>
2. 配置予定技術者の技術力	<p>(1) 配置予定技術者の施工経験に関する資料</p> <p><input type="checkbox"/> 配置予定技術者の同種工事の施工実績調書（様式－7）</p> <p><input type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書、設計書、図面、CORINS等の写し</p> <p>(2) 配置予定技術者の工事成績評定点に関する資料</p> <p><input type="checkbox"/> 配置予定技術者の工事成績評定点実績調書（様式－8）</p> <p><input type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 工事成績評定結果を確認できる書類（工事成績評定通知書の写し等）</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書、設計書、図面、CORINS等の写し</p> <p>(3) 配置予定技術者が保有している資格に関する資料</p> <p><input type="checkbox"/> 配置予定技術者の保有資格調書（様式－9）</p> <p><input type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 資格を保有していることを確認できる書類（各種資格者登録証の写し等）</p> <p>(4) 若手・女性技術者の配置に関する資料</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード（表面のみ）等事実を証明することが可能な書類の写し</p>

評価分類	記入内容を証明する書類
3. 社会性・信頼性	<p>(1) 障がい者雇用状況に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務付けられている事業者 <input type="checkbox"/> 障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所（ハローワーク）に電子申請された方は申請用紙を印刷したもの） ・義務付けられていない事業者 <input type="checkbox"/> 障がい者雇用状況調書（様式-10） <p>(2) ワークライフバランスの取組に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 取得している認証、認定の認証書又は認定通知書の写し ・義務がない企業の場合 <input type="checkbox"/> 一般事業主行動計画策定・変更届の写し（受付印あり） <input type="checkbox"/> 一般事業主行動計画策定・変更届の写し（受付印なし）、公表方法が分かる資料 <p>(3) 賃上げなど給与増の取組に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（直近2ヵ年度）の写し <input type="checkbox"/> 法人事業概況説明書（直近2ヵ年）の写し <input type="checkbox"/> 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書の写し <input type="checkbox"/> 税理士等の証明書 <p>(4) 若年技術者の育成に関する取組に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 最新の経営事項審査結果通知書の写し <p>(5) 建設キャリアアップシステムの活用に関する取組に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「事業者登録完了メール」（「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」を紙印刷したものも可） <input type="checkbox"/> 「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」の写し
4. 地域貢献度	<p>(1) 置災害時の活動協力に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 協定書の写し、ホームページの写し、登録証等締結していることがわかるもの（※団体が締結している場合は加入証明書やホームページ等所属していることがわかるものの写し） <p>(2) 市内本店業者で、指定する希望種目を選択に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> なし

※該当提出書類の□に「✓」印または■（塗りつぶし）をすること。

連絡先 所属名
氏名
電話 () —
FAX () —

(様式一 2)

優良成績評定事業者等表彰の受賞実績調書

工事名称：北港処分地 仮波除堤その他撤去工事
会社名：

表彰の種類・名称	
受賞年度	
発注機関	
工事名称	
契約金額（税込・最終）	
工期	
受注形態	
工事概要	

《注意事項》

※ 記入に際しては、「各評価項目の評価基準及び留意事項等」の記載内容をよく確認し、記載誤り等のないよう、十分に注意し記入すること。

(様式-3)

優良成績認定の認定調書

工事名称：北港処分地 仮波除堤その他撤去工事
会社名：

表彰の種類・名称	
受賞年度	
発注機関	
工事名称	
契約金額（税込・最終）	
工期	
受注形態	
工事概要	

《注意事項》

※ 記入に際しては、「各評価項目の評価基準及び留意事項等」の記載内容をよく確認し、記載誤り等のないよう、十分に注意し記入すること。

(様式一4)

優良工事成績点実績調書

工事名称：北港処分地 仮波除堤その他撤去工事
会社名：

工事名称	
発注機関	
契約金額（税込・最終）	
工期	
受注形態	
工事概要	
工事成績点	点/ 点 (満点の %)

《注意事項》

※ 記入に際しては、「各評価項目の評価基準及び留意事項等」の記載内容をよく確認し、記載誤り等のないよう、十分に注意し記入すること。

(様式一5)

同種工事の施工実績調書

工事名称：北港処分地 仮波除堤その他撤去工事
会社名：

同種工事の条件		海上における口径 1200mm 以上の鋼管杭あるいは鋼管矢板の打設もしくは撤去を含む工事の元請施工の実績
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	
	受注形態	
工事概要	構造・形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	設計条件	
工事表彰の有無	有の場合、表彰名、工事名称、表彰年月日 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	

《注意事項》

※ 記入に際しては、「各評価項目の評価基準及び留意事項等」の記載内容をよく確認し、記載誤り等のないよう、十分に注意し記入すること。

(様式一6)

工事成績評定についての申告書

工事名称：北港処分地 仮波除堤その他撤去工事

会社名：

当社が大阪市から受注し、昨年度（令和6年度）に完成した工事において、工事成績評定が65点未満のものはありません。

(様式一八)

配置予定技術者の工事成績評定点実績調書

工事名称：北港処分地 仮波除堤その他撤去工事
会社名：

配置予定技術者の 従事役職・氏名	
工事名称	
発注機関	
契約金額（税込・最終）	
工期	
受注形態	
工事概要	
工事成績点	点/ 点 (満点の %)

《注意事項》

※ 記入に際しては、「各評価項目の評価基準及び留意事項等」の記載内容をよく確認し、記載誤り等のないよう、十分に注意し記入すること。

(様式一 9)

配置予定技術者の保有資格調書

工事名称：北港処分地 仮波除堤その他撤去工事
会社名：

配置予定技術者の 従事役職・氏名	
保有資格	<p>※保有している資格を選択すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 土木学会認定土木技術者（1級以上）</p> <p><input type="checkbox"/> 技術士（建設部門）・APECエンジニア（Civil または Structural）</p> <p><input type="checkbox"/> 労働安全コンサルタント</p> <p><input type="checkbox"/> コンクリート診断士、コンクリート構造診断士</p> <p><input type="checkbox"/> 構造物診断士</p> <p><input type="checkbox"/> 海洋・港湾構造物設計士</p> <p><input type="checkbox"/> 海洋・港湾構造物維持管理士</p> <p><input type="checkbox"/> （保有資格なし）</p>

《注意事項》

※ 記入に際しては、「各評価項目の評価基準及び留意事項等」の記載内容をよく確認し、記載誤り等のないよう、十分に注意し記入すること。

(様式—10)

障がい者雇用状況調書

工事名称：北港処分地 仮波除堤その他撤去工事
会社名：

区分	内訳
雇用労働者	常時雇用労働者数 人
	短時間労働者数 人
身体障がい者	常時雇用 重度障がい（1・2級） 人
	重度障がい以外 人
	短時間労働 重度障がい（1・2級） 人
	重度障がい以外 人
知的障がい者	常時雇用 重度障がい（A） 人
	重度障がい以外 人
	短時間労働 重度障がい（A） 人
	重度障がい以外 人
精神障がい者	常時雇用 人
	短時間労働（雇入れから3年以内又は手帳取得から3年以内を除く） 人

※ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づき
雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外の事業者で、障がい者を1人以上常用
（直接的かつ恒常的に）雇用している場合のみ提出してください。

※ 短時間労働者とは、週労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

※ 身体障がい者及び知的障がい者について、短時間労働者で重度障がい以外の方が1人いる場合は0.5人としてカウントします。

※ 精神障がい者について、短時間労働者が1人いる場合は0.5人としてカウントします